

改正

昭和62年9月29日条例第16号
平成2年9月28日条例第27号
平成3年6月20日条例第14号
平成4年3月24日条例第2号
平成5年3月22日条例第6号
平成5年12月22日条例第23号
平成8年12月17日条例第17号
平成9年3月25日条例第4号
平成13年3月27日条例第12号
平成15年12月17日条例第32号
平成16年3月22日条例第9号
平成25年12月13日条例第24号

上富良野町コミュニティ広場の設置及び管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、上富良野町のコミュニティ広場の設置及び管理について、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 町民が日常自由に集まり、休養、運動、レクリエーション等の余暇活動や文化活動を通じて、ふれあいを深める心豊かなコミュニティ形成の場としてコミュニティ広場を設置する。

(名称及び位置)

第3条 コミュニティ広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
中央コミュニティ広場	空知郡上富良野町本町3丁目 空知郡上富良野町中町1丁目
深山峠コミュニティ広場	空知郡上富良野町西8線北33号
島津コミュニティ広場	空知郡上富良野町基線北23号
草分コミュニティ広場	空知郡上富良野町西3線北28号
東中コミュニティ広場	空知郡上富良野町東8線北18号
千望峠花と憩いの広場	空知郡上富良野町西6線北22号
富原コミュニティ広場	空知郡上富良野町東3線北23号
泉栄児童広場	空知郡上富良野町泉町1丁目
日東コミュニティ広場	空知郡上富良野町本町6丁目
富良野川桜つつみコミュニティ広場	国道237号バイパス（新栄橋）からあすなろ人道橋までの富良野川左右岸
旭広場	空知郡上富良野町旭町2丁目
江幌静修コミュニティ広場	空知郡上富良野町西9線北29号
江花コミュニティ広場	空知郡上富良野町西5線北23号

第4条 コミュニティ広場は、常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も効率的に運用しなければならない。

(行為の制限)

第5条 コミュニティ広場において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

- (1) 行商その他これに類する行為をすること。
- (2) 競技会、展示会、博覧会、祭礼その他これらに類する催しのためにコミュニティ広場の全部又は一部を独占して使用すること。

- (3) コミュニティ広場をその用途以外に使用することを目的とする集会を行うこと。
 - (4) 興行を行うこと。
- 2 前項の規定により許可を受けた者が、許可を受けた事項の変更をしようとするときは、あらかじめ町長に変更の許可を受けなければならない。
- 3 町長は、第1項各号に掲げる行為が住民のコミュニティ広場の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、前2項の許可を与えることができる。
- 4 町長は、第1項又は第2項の許可にコミュニティ広場の管理上必要な範囲で条件を付することができる。

(行為の禁止)

第6条 コミュニティ広場においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) コミュニティ広場を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (5) 指定された場所以外の場所へ車両等を乗り入れ、又はとめておくこと。
- (6) 前各号のほか、町長がコミュニティ広場の管理上特に必要があると認めるもの

(利用の禁止又は制限)

第7条 町長は、コミュニティ広場の損壊その他の理由により、その利用が危険であると認められる場合又はコミュニティ広場に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、コミュニティ広場を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めてコミュニティ広場の利用を禁止し、又は制限することができる。

(使用料)

第8条 第5条第1項の許可を受けてコミュニティ広場を使用する者(以下「使用者」という。)は、別表に定めるところにより使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、使用許可の日までに納付しなければならない。

(使用料の減免)

第9条 町長は、前条の規定にかかわらず国又は地方公共団体若しくは公共的団体が直接その用に供するとき又は公益上必要があると認めるときは、使用料の額を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第10条 すでに納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 不可抗力によって使用できなくなったとき
- (2) 町長が使用の許可を取り消したとき
- (3) 使用者が使用しなくなったとき又は使用を変更した場合において町長が還付することを適当と認めたとき

(特別の設備)

第11条 使用者は、コミュニティ広場に特別の設備を設置しようとするときは、第5条第1項又は第2項の許可申請にあわせて町長にその許可を受けなければならない。

(設備の撤去)

第12条 使用者は、コミュニティ広場の使用を終ったときは、直ちに前条の許可を受けて設置した設備を撤去しなければならない。

(使用の取消)

第13条 町長は、次の各号の一に該当するときは、使用条件の変更、使用の停止又は使用許可の取消しをすることができる。

- (1) この条例の規定又は使用の目的に違反したとき
- (2) 災害その他の事故により使用できなくなったとき
- (3) 公益上等の理由で町長がやむを得ないと認めたとき

(原状回復の義務)

第14条 使用者は、使用を終ったとき又は前条の規定により使用の許可を取り消され若しくは使用を停止されたときは、速やかに原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第15条 コミュニティ広場を利用する者は、その責めに帰すべき理由により施設等を破損し、若しくは滅失したときは、これを原状に復し、又は町長の裁定する額を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(管理の委託)

第16条 町長は、コミュニティ広場の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、その管理を公共的団体に委託することができる。

(都市公園条例の準用)

第17条 コミュニティ広場の管理については、この条例に定めるもののほか、上富良野町都市公園条例(昭和43年上富良野町条例第15号)の規定を準用する。

(規則への委任)

第18条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年9月29日条例第16号)

この条例は、昭和62年10月1日から施行する。

附 則(平成2年9月28日条例第27号)

この条例の施行期日は、規則で定める。(平成2年12月規則第31号で、同2年12月18日から施行)

附 則(平成3年6月20日条例第14号)

この条例は、平成3年7月1日から施行する。

附 則(平成4年3月24日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年3月22日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年12月22日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年12月17日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年3月25日条例第4号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月27日条例第12号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成15年12月17日条例第32号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成16年1月1日から施行する。

附 則(平成16年3月22日条例第9号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月13日条例第24号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

第5条第1項各号に掲げる行為の許可による使用料

行為の種類	単位	期間	金額
行商その他これに類する行為	面積 1 m ²	1 月	1,575円
		1 日（1 月以上）	80円
		1 日（1 月未満）	86円
競技会、展示会、博覧会、祭礼その他これらに類する催し		1 月	315円
		1 日（1 月以上）	20円
		1 日（1 月未満）	21円
集会		1 日（1 月以上）	20円
		1 日（1 月未満）	21円
興行		1 月	1,050円
	1 日（1 月以上）	51円	
	1 日（1 月未満）	55円	

備考

- 1 面積 1 m²未満の端数は、1 m²とみなす。
- 2 電気設備又は水道設備を使用した場合の使用料の額は、本表の使用料の額に電気若しくは電力料金又は水道料金に相当する額を加算した額とする。